

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の  
防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王  
国との間の条約を改正する議定書の説明書

外  
務  
省

目次

ページ

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 議定書の主要な内容	一
1 事業利得に対する課税に関する新たな規定の導入	一
2 投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定	一
3 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定	二
4 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定	二
三 議定書の実施のための国内措置	二



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

政府は、平成十八年（二千六年）十月に効力を生じた英国との間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十五年（二千三年）から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、同年十二月十七日にロンドンにおいて、日本側在英特命全權大使と英国側ガーク国庫大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 締結の意義

この議定書は、現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。事業利得に関し、恒久的施設に帰属する課税対象利得を明確化する新たな規定を導入するほか、我が国と英国との間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設定するものである。この議定書の締結により、税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処することが可能となるとともに、我が国と英国との間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

## 二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文十四箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 事業利得に対する課税に関する新たな規定の導入

事業利得について、外国法人又は非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税において、本支店間の内部取引をより厳格に認識し、課税対象とする（第二条）。

### 2 投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国課税の減免のための規定

配当について、株式の保有割合に係る要件を改正し、源泉地国免税の対象を拡大することを規定している（第四条）。また、利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とすることを規定している（第五条）。

### 3 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案を権限のある当局間の協議（相互協議）によつて解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入することを規定している（第十条及び第十三条）。

### 4 租税債権の徴収を相互に支援する（徴収共助）ための規定

国際的な脱税及び租税回避行為に対し効果的に対処するため、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定している（第十二条）。

## 三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、所得税法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。